

事業主の
皆さま

兵庫働き方改革推進支援センター 支援サービスのご案内



法改正への対応は できていますか?



「働き方改革」の法改正がすでに施行されています。2021年4月から「正社員と非正規社員」の間の不合理な待遇差を禁止する「同一労働・同一賃金」が施行されました。今後も、中小企業に影響のある法改正が続きます。

法改正の主な内容／企業に求められる対応や注意点

2022年4月1日施行

パワハラ防止措置

パワハラ防止措置が中小企業でも義務化

→ **企業での対応・注意点** パワハラ防止の方針の明確化。相談窓口の設置が義務化されました。

2022年4月1日施行

改正育児・介護休業法

「改正育児・介護休業法」が段階的に施行

→ **企業での対応・注意点** 「パパ育休」と「通常育休」の代替人材の配置・確保ができますか？就業規則の見直しが必要です。

2022年10月1日発効・実施

最低賃金の引上げ

最低賃金が32円引き上げられ、960円となりました。

社会保険の適用拡大

従業員から時短希望の増加が予想されます。時短希望に対応できますか？

2023年4月1日施行

60時間超の割増賃金率の引上げ

月60時間を超える残業割増賃金率が50%に引き上げられます。

→ **企業での対応・注意点** 残業割増賃金率が現行の25%から50%となります。

2024年4月1日施行

「建設事業」などで 時間外労働の上限規制

「上限規制」の適用が猶予されていた「建設事業」「自動車運転業務」で上限規制が始まります。

→ **企業での対応・注意点** 残業時間の上限が「原則として月45時間・年360時間」「特別な事情があり労使が合意する場合でも月100時間未満」など規制されます。

センターの支援サービス(無料)をご利用ください!

電話相談

専門家が丁寧にお応えします。
お気軽にお電話ください。

0120-79-1149

平日9:00~17:00

原則3回まで
無料

裏面に申込用紙

企業訪問支援

秘密厳守

専門家が企業を訪問し現場で課題解決にあたります。
原則3回、課題により最大6回まで無料で利用できます。
令和3年度 県内500社がフル活用。

社内研修やセミナーへの講師派遣(無料)

テーマや内容について相談に応じます。
上記フリーダイヤルまでご連絡ください。

連絡・申込み先

兵庫働き方改革推進支援センター

厚生労働省・兵庫労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare
(厚生労働省・兵庫労働局委託事業)

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149** FAX 078-515-6757

Mail hyogo-hatarakikata@lec-jp.com

住所 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F